



スクール「ダーバン2011」

2013年以降の気候変動新枠組み交渉合意に向けたシリーズ勉強会

第4回：SB34 報告会

「エネルギー戦略と直結する温暖化対策の

国際条約を考える」

気候ネットワーク 平田仁子（2011年7月開催）

制作：WWF ジャパン 気候変動プログラム

2011年2月～2011年12月

<http://www.wwf.or.jp/climate/>
climatechange@wwf.or.jp

SB34報告会
「エネルギー戦略と直結する温暖化対策の
国際条約を考える」

WWFジャパン 小西雅子 / 気候ネットワーク 平田仁子

2011.7.1

本日の内容

- ▶ 1. ボンSB34会議全体像
- ▶ 2. 議定書AWG (AWGKP16-2)の交渉
- ▶ 3. 条約AWG (AWGLCA14-2)の交渉
- ▶ 4. ホスト国「南アフリカ主催インフォーマルコンサルテーション」で見えてきた各国のダーバン戦略
- ▶ 5. 今後について

これまでの交渉

1992年 国連気候変動枠組条約 採択

初めての温暖化防止条約、しかし行動は自主的

条約
COP

1997年 京都議定書 採択

初めての法的拘束力のある削減目標を持った条約、
米が離脱、しかしボン合意

京都
CMP

2005年 京都議定書発効 モントリオール会議

第2約束期間の議論の場(AWGKP)と、米中を入れた対話が発足

AWGKP

2007年 バリ行動計画

初めて米中を巻き込む次期枠組みの議論の場(AWGLCA)が発足

AWGLCA

2009年 コペンハーゲン合意

採択ではなく留意にとどまった緩い政治合意

→ 国連プロセスへの疑問が蔓延・・・

2010年 カンクン合意

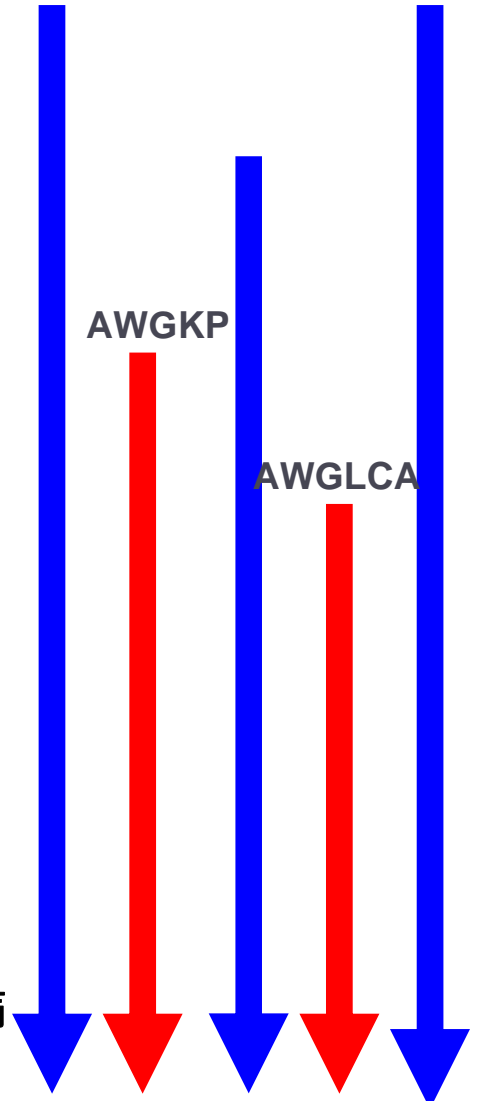
網羅的な中身の論点で、会議で正式に採択！

→ 国連プロセスへの信頼回復

ただし、ぎりぎり歩み寄りの産物であるため、取り残しへの不満

2011年 ダーバン会議

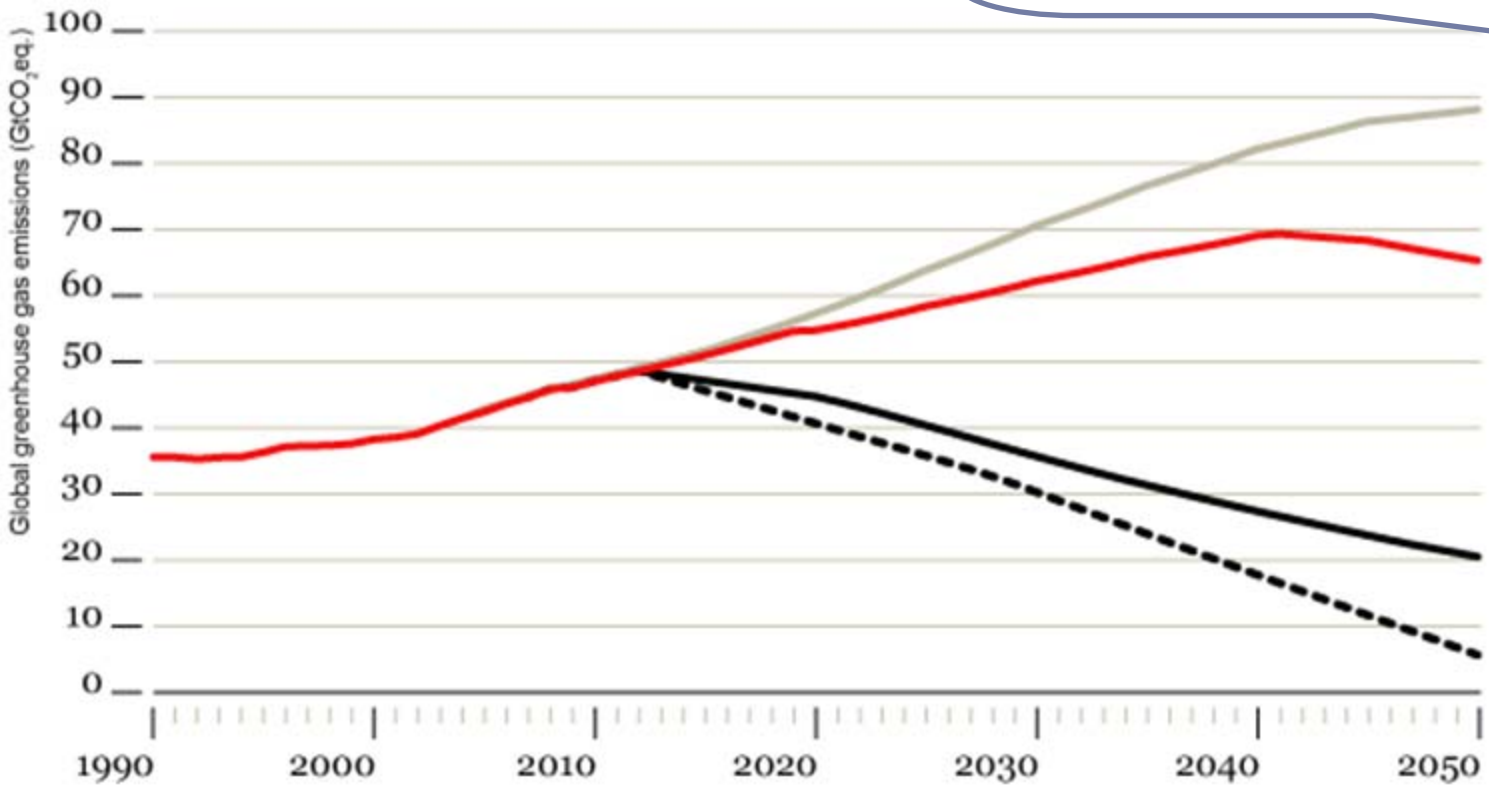
補助
SB



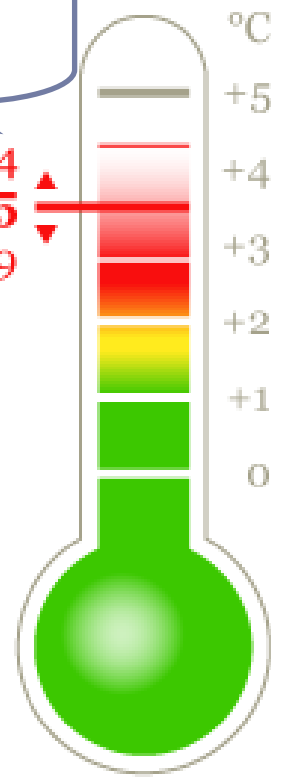


カンクン合意 2度未満に抑えるには程遠い目標...

2100年には、2.9度から4.4度の
気温上昇が予測される。



+4.4
+3.5
+2.9



Reference 450 ppm
Climate Action Tracker 350 ppm / 1.5°C

1. ボンSB34会議全体像

- ▶ 国連気候変動枠組条約および京都議定書の第34回科学および技術の助言に関する補助機関会合
 - ▶ 同実施に関する補助機関会合（以上2つを合わせて、気候変動枠組条約第34回補助機関会合：SB34）

 - ▶ 京都議定書の下にある特別作業部会（第16回京都議定書特別作業部会：AWGKP16）
 - ▶ 国連気候変動枠組条約の下にある特別作業部会（第14回長期的協力行動特別作業部会：AWGLCA14）
-



1. ボンSB34会議全体像

経過:

- ▶ 4つの会議とも、4月バンコク会合と同じく、アジェンダファイト(何を議題にするかの争い)で一週目を無駄にする
- ▶ 週末に議題が決まり、2週目にやっと議論が動き出す。
- ▶ AWGKPで一つのコンタクトグループと5つのスピンオフ
- ▶ AWGLCAで14のドラフティンググループ

成果:

- ▶ 上記のすべての議題で各国の意見を落とし込んだ会議文書が作成された
→交渉文書のたたき台
- ▶ ホスト国主催「ダーバンへの期待」で発表された各国の考えるダーバンの落とし所が出揃う
- ▶ 緩和のワークショップ2回開催で各国削減目標の中身がより明白に

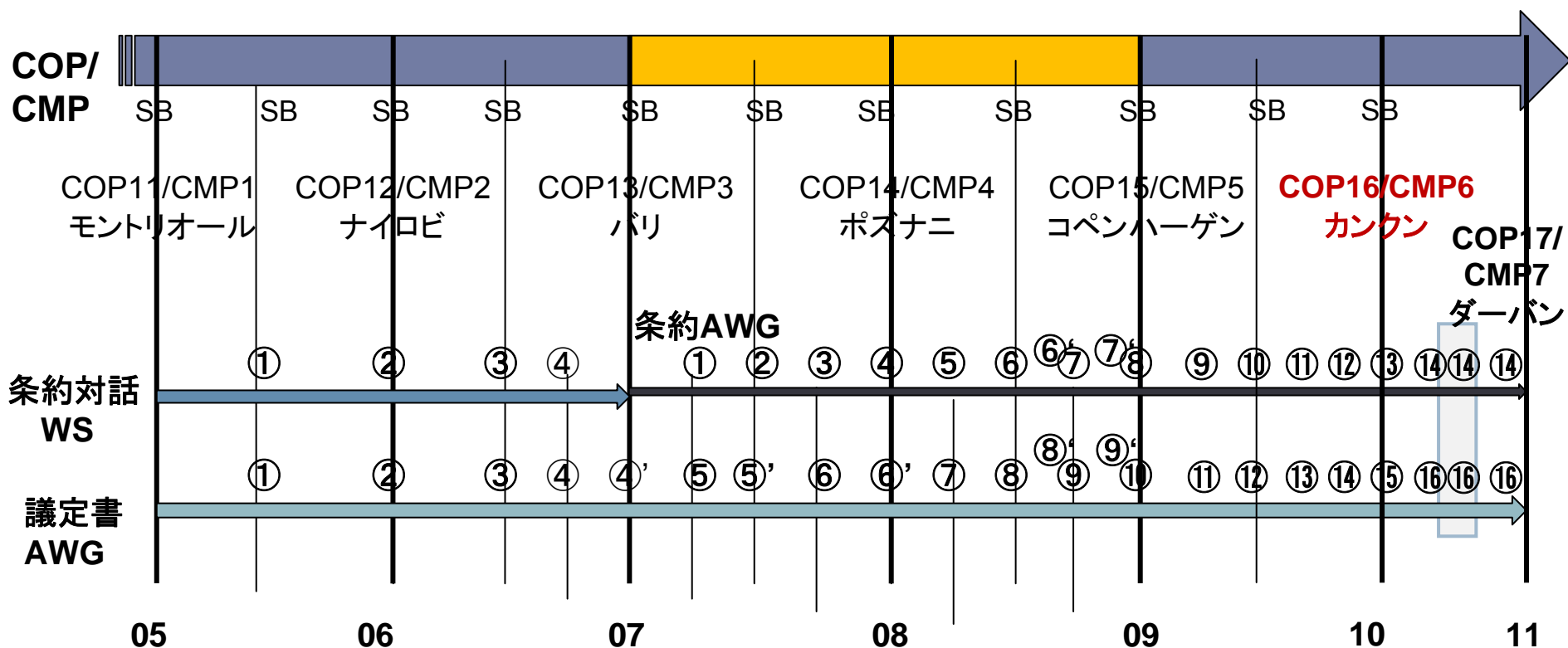
課題:

- ▶ 京都議定書の第2約束期間の合意はダーバンへ先送り
 - ▶ ダーバンで次期枠組みの合意にまで至るのは困難であることが明白に
-



2. 議定書AWG（第16-2AWGKP）の交渉

- ▶ これまでの交渉
- ▶ 気候変動枠組条約と京都議定書それぞれに特別作業部会（AWG）設置をして議論



2. 議定書AWG（第16-2AWGKP）の交渉

交渉の焦点は？

①空白問題：

京都議定書第1約束期間と第2約束期間の間に空白が生じたら？

②政治的な課題：

第2約束期間に参加しない国は議論に参加すべきかどうか？

第2約束期間の目標設定の条件は？

第2約束期間に参加しない国が、CDMやJIを利用できるかどうか？

③技術的な課題：

削減目標（先進国全体・個別）

柔軟性メカニズム

LULUCF（森林管理・森林管理活動と林業部門）

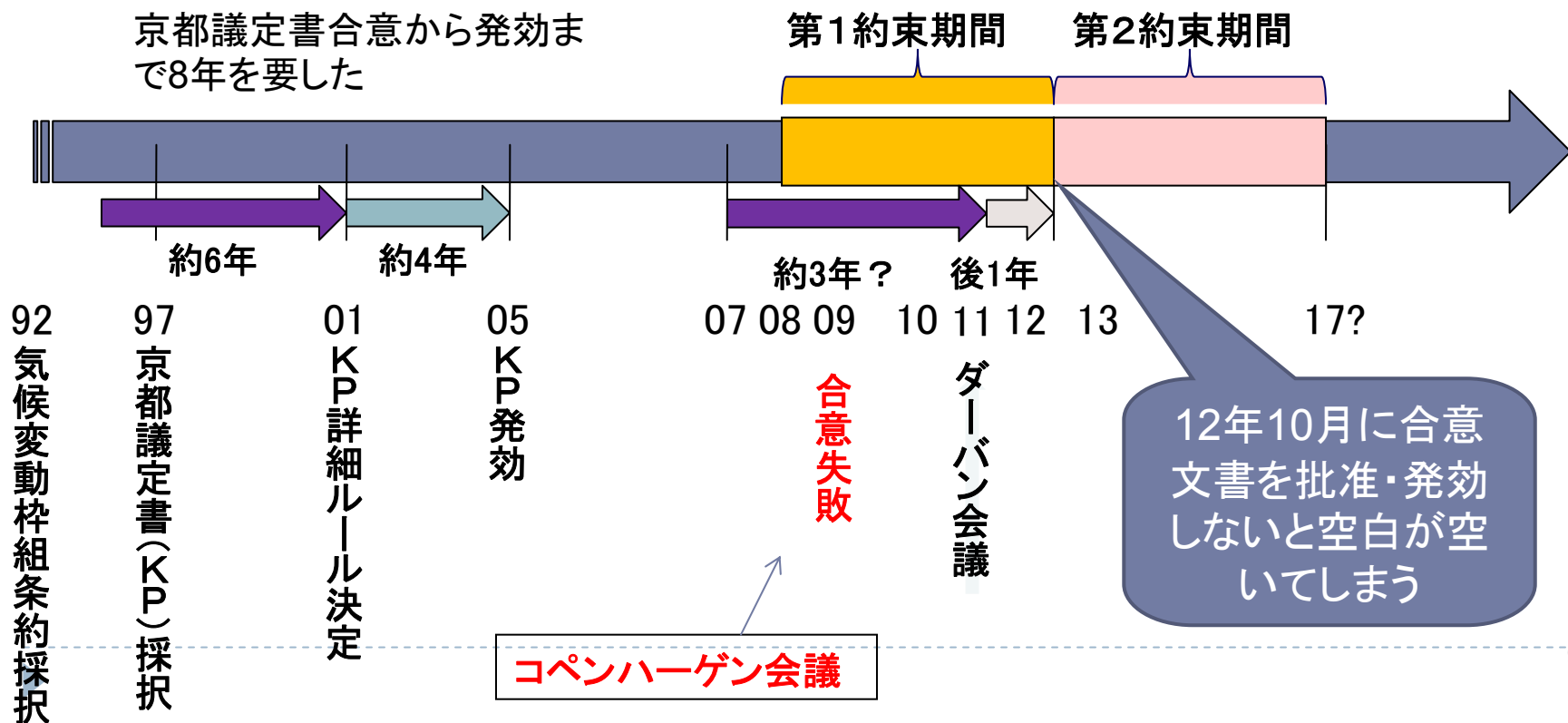
対応措置

法的な課題

2. 議定書AWG（第16-2AWGKP）の交渉

①空白問題

第1約束期間と第2約束期間の間に空白を作らないためには…。
ダーバン会議で、方向付けをしなくてはならない。



2. 議定書AWG（第16-2AWGKP）の交渉

②政治的な問題

- ・ 第2約束期間に参加しない国は議論に参加すべきかどうか？
「日本・カナダ・ロシアなどは、議論にすら参加すべきではない」との意見
- ・ 第2約束期間の目標設定の条件は？
「第2約束期間には、どんな条件が満たされると参加するのか？」
- ・ 第2約束期間に参加しない国が、CDMやJIを利用できるかどうか？
「柔軟性メカニズムは、削減目標を達成するための手段であるため、それが設定されないと動くことは考えられない」
「第2約束期間が設定されなくてもCDMインセンティブはある」

2. 議定書AWG（第16-2AWGKP）の交渉

③技術的な課題

- ・ 先進国全体・個別の数値目標（Numbers）
いかにプレッジを数値目標にしていくか
AAU（排出量単位）の余剰分の繰り越しの制限
基準年、約束期間等
- ・ その他事項
 - －メカニズム：CERの利用、CDMの地域分配、AAU余剰の繰り越し、SoPの拡充
 - －森林吸収（LULUCF）：HWP、一貫性、不可抗力（force majeure）の扱い
 - －対象ガス：新ガス。HFC・PFC・SF6の追加に合意。
- ・ 対応措置：新たな機関の設置
- ・ 法的な課題

改定文書

「交渉を促進するための改定版・議長提案」 FCCC/KP/AWG/2011/CRP.1

一部前進もあれば、一部並行線も。法的課題は、方向性をまだ示せず

2. 議定書AWG（第16-2AWGKP）の交渉

日本の交渉

- 第2約束期間に参加しない意向を改めて発表
政権交代により、カナダがより日本に近い強硬な立場へ
- 第2約束期間の具体的交渉へは消極的
細部の交渉（基準年、自主宣誓目標（プレッジ）からQELROsへの変換など）へは、関係ない、との姿勢
- 柔軟性メカニズム
第2約束期間に参加しなくても、CDMなどは使えるとの解釈を取る
CDMへの「原発」利用をサポート

化石賞は2回（①原発CDM支持、②第2約束期間への反対姿勢）

5. 今後について

ダーバン会議の行方は？

- ・ 現実的な見込み

最終的な法的合意 → **難しい**

(例) 第2約束期間への合意／条約の下での法的拘束力ある合意

- ・ 空白期間への対応と、その後へのマンデートのあり方が焦点か
- ・ 次回の追加会合（パナマ、10/1～7）での進展が鍵

**国際交渉は、コペンハーゲンの失敗後、数年の遅れ
気候変動への対応としては深刻**

5. 今後について

ボダンスキー氏の分析より①

▶ 法的事項

- ▶ COP/CMP 決議 vs. 法的合意

▶ 2つの枠組み

- ▶ 議定書と条約の2つの枠組みをどこまで関連づけるか

▶ 長期の方向性

- ▶ 2つの枠組みの継続させるか、徐々に一つの包括合意へ一本化していくのか

▶ タイミング

- ▶ ダーバンでは、どの程度まで合意可能か
- ▶ 目標や行動、新メカニズム、ルール作りに関し、どの程度まで前進ができるか。

▶ 継続性

- ▶ 完全な、もしくは法的合意が存在しない場合、何が継続するのか？

ボダンスキー氏の分析より②

(ケース名は平田が追記)

	京都議定書	気候変動枠組条約
シナリオ 1 【先送りケー ス】	<ul style="list-style-type: none">第2約束期間の合意なしKP交渉の継続KPの機関や手続きは、現在の法的規定の下で継続	<ul style="list-style-type: none">カンクン合意を具体化させたCOP決議将来の法的合意の形を予断しない決議
シナリオ 2 【つなぎケー ス】	<ul style="list-style-type: none">第2約束期間の政治的な合意ダーバンでの具体化<ul style="list-style-type: none">削減目標ルール(算定方法、メカニズム、報告・レビューなど)法的拘束力ある枠組みに向けて作業することを目標	<ul style="list-style-type: none">自主宣誓目標／行動(プレッジ)を反映させたCOP決議カンクン合意を具体化した決議(一部最終&一部はまだ)
シナリオ 3 【がんばるケー ス】	<ul style="list-style-type: none">附属書B(先進国の第2約束期間の目標)と、発効前の暫定適用算定・メカニズム・報告・レビューに関するルールの京都議定書改正、もしくは、CMP決議	<ul style="list-style-type: none">自主宣誓目標／行動を反映させたCOP決議カンクンパッケージを完了させるCOP決議将来の法的合意の交渉へのマンデート発効を関連づけ

※そもそも、日本提案のように、今すぐ、一本化する話はないことに注意。

5. 今後について

日本はどうしたら？

- ・ 第2約束期間への方針転換

先進国の方針・行動としては許されがたい→交渉へ悪影響

日本として、市場メカニズムへの参加資格を失う恐れも。

目標も、次への方向性も見えず、温暖化対策自体の停滞へ

→ 日本としての、将来的に全ての主要国が参加する枠組みを前提に、第2約束期間を受け入れる方針を。

→ CDMルールに関与するためにも必須

- ・ 気候変動政策と一体化したエネルギー政策の転換を

25%削減方針の明確化

原発に頼らない、省エネ・再生可能エネの2本柱を